

平成18年7月27日

各 位

住 所 横浜市鶴見区鶴見中央四丁目9番11号

会 社 名 株式会社 ゼロ

代表者名 代表取締役社長 岩下 世志

(コード番号：9028 東証2部)

問合せ先 執行役員経営企画部長 北村竹朗

電話番号：045-502-1438

## 一時会計監査人の選任について

当社は、本日開催の監査役会において、会社法第346条第4項および同条第6項の規定に基づき、一時会計監査人の選任に関する決議をいたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 一時会計監査人選任の理由

当社の会計監査人であります中央青山監査法人は、平成18年5月10日付で金融庁から、平成18年7月1日から同年8月31日の2ヶ月間の業務停止処分を受けました。これにより会計監査人の資格を失うこととなり退任いたしました。

なお、当社は6月決算であるため、当社に対する同監査法人の業務停止期間は、平成18年7月1日から同年7月31日の1ヶ月間となります。

当社監査役会として、一時会計監査人の選任について検討してまいりましたが、株主総会までの日数が限られていることを鑑み、また、当社への監査業務停止期間は1ヶ月であり、他の一時会計監査人を選任したとしても引継ぎ等に相当な期間を要するものと思われ、他の監査法人等が実質的に監査業務を開始するまでの間に中央青山監査法人の業務停止期間が経過してしまうことを考慮すると、当社の業務内容を熟知している中央青山監査法人を単独で一時会計監査人に選任の方が実質的に速やかに監査業務を行ない得ると判断いたしました。

また、中央青山監査法人の行政処分に対する真摯な受け止め方、および再発防止に向けた法人改革を行う姿勢並びにこれまでの当社に対する監査業務は適正かつ厳格に遂行されているところから、同監査法人を平成18年8月1日をもって一時会計監査人に選任することを平成18年7月27日の監査役会において決定いたしました。

これにより、当社におきましては平成18年7月1日から同年7月31日までの1ヶ月間会計監査人が不在となりますが、平成18年6月期決算に対する会計監査を行うことは十分に可能であり、会計監査人が不在であることにより、重大な支障が生じることは無いと判断いたしました。

#### 2. 選任する一時会計監査人の名称等

名 称：中央青山監査法人

事務所所在地：東京都千代田区霞ヶ関三丁目2番5号 霞ヶ関ビル

#### 3. 異動予定年月日

平成18年8月1日

以上